

## 農業委員会第34回総会議事録

1. 日 時 令和5年4月14日（金）午前9時30分～午前10時25分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（14人）

会長職務代理者 鈴木 秀

1 番 田中 恒司	4 番 佐々木 平	5 番 小菅 武次
7 番 飯田 秀治	8 番 辻 望	9 番 加藤 三久
10 番 小林 伸康	12 番 平子 伸	14 番 上田 みね子
15 番 近藤 啓子	16 番 大野 久美子	18 番 豊田 栄美子
19 番 望月 広志		

4. 欠席委員（5人）

会長 堀田 長久	2 番 長谷 康郎	11 番 大石 徹也
13 番 稲田 利幹	17 番 三田 久憲	

5. 事務局

農業委員会事務局 伊與田次長，小林農地GL，吉村，田吹  
農林水産課 岡農政GL，久次米，藤田，武内

6. 議事

開会

第1 第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）
第2号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）
第4号議案	農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）
第5号議案	農用地利用集積計画について
第6号議案	農用地利用集積計画取消の承認について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項2号 使用貸借契約の解約について

報告事項3号 農地法第3条の3の規定による届出について（相続等届出）

報告事項4号 農地法第4条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項5号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・所有権）

報告事項6号 農地法第5条の規定による届出について（専決処理分・貸借権）

報告事項7号 非農地証明願いについて（市証明分）

報告事項8号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第2 特定農地貸付の承認申請について

第3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

## 7. 会議の概要

事務局

これより第34回総会に移らせていただきます。本日、堀田会長は所用により、欠席されると連絡をいただいておりますので、会長職務代理者の鈴木様に議事進行をお願いしております。

それでは、開会にあたりまして鈴木職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。  
鈴木会長職務代理者（挨拶）

事務局

ありがとうございました。続きまして、議事に移らせていただきます。鈴木職務代理者よりよろしく願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第34回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を議席番号第18番豊田栄美子様、議席番号19番望月広志様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、5の5番は、譲受人は、利用農地12,205.40㎡を耕作されています。今回の申請地面積は8,896㎡で、併せて21,101.40㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、牧草を栽培するとの申請です。機械につきましては、家畜運搬車、タイヤショベルを各3台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴30年です。通作時間は車で約30分です。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の3番は、譲受人は、利用農地5,405㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,900㎡で、併せて8,305㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、小麦、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクターを7台、耕うん機、田植機を各1台、コンバインを2台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴17年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴5年が1名です。通作時間は徒歩で約5分です。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の1番は、譲受人は、利用農地8,133㎡を耕作されています。今回の申請地面積は8,133㎡ですが、同一世帯内での所有権移転のため経営面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴48年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴61年、60年、10年が各1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約30日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の7番は、譲受人は、利用農地19,200㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,276㎡で、併せて21,476㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴51年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴41年、11年が各1名です。通作距離は約900mです。必要な農作業について、年間約150日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、17の6番は、譲受人は、利用農地11,380㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,177㎡で、併せて12,557㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴20年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約260日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、19の4番は、譲受人は、利用農地8,179㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,252㎡で、併せて9,431㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴10年が1名です。通作時間は車で約5分です。必要な農作業について、年間約70日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、19の8番は、譲受人は、利用農地1,948㎡を耕作されています。今回の申請地面積は468㎡で、併せて2,416㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン、農用自動車を各1台リースされています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴10年です。通作距離は約15mです。必要な農作業について、年間約70日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の2番は、譲受人は、利用農地8,750㎡を耕作されています。今回の申請地面積は533㎡で、併せて9,283㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、茶刈機を2台、管理機、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴45年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴30年、15年が各1名です。通作距離は約1.5kmです。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、21の9番は、譲受人は、利用農地17,697㎡を耕作されています。今回の申請地面積は454㎡で、併せて18,151㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年が1名です。通作距離は約30mです。必要な農作業について、年間約300

日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

以上9件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は承認といたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

5の1番は、駐車場用地の一部（進入路）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北東へ約330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認のため問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。アスファルト舗装のため土砂等の流出はなく、周辺農地への支障はないと考えています。

以上1件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第2号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第2号議案は承認といたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、2の4番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄野地区市民センターから南西へ約910mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置

する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の1番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから南東へ約620mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の2番は、牛舎用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、農地法第5条第2項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は宅地等に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、5の5番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北東へ約330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の6番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北へ約110mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。都市計画法は手続き中です。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ放流します。雨水は既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、5の7番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北へ約580mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ放流します。雨水は既設水路へ放流し

ます。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7の3番は、隣接する自動車販売業者の工場用地の一部（駐車場）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、鈴鹿サーキット稲生駅から北へ約1,850mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写し書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設水路へ放流します。周囲は盛土をするため、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、9の9番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、河曲地区市民センターから北へ約470mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は四半期報告書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の8番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から東へ約540mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。

資金は四半期報告書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の12番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから北西へ約3,020mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%以上を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は自然浸透及び既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上10件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、7の1番は、近隣の建設者のための資材置場兼駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第3種農地です。判断基準は、稻生地区市民センターから北東へ約330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロック及び擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、4月10日に現地確認を実施しています。

続きまして、23の2番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。

申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄内地区市民センターから南東へ約1,990mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は四半期報告書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置するため、周辺農地への支障はないと考えています。

以上2件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第4号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第4号議案は承認といたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明いたします。

1 ページ目1番及び2番は、庄野地区で使用貸借です。

2 ページ目3番から8番は、加佐登地区で使用貸借です。

3 ページ目9番及び10番は、牧田地区です。9番は、使用貸借です。10番は、13,000円の金納です。

4 ページ目11番は、石薬師地区で使用貸借です。

5 ページ目 12 番から 14 番は、白子地区で使用貸借です。

6 ページ目 15 番は、飯野地区で使用貸借です。

7 ページ目 16 番から 18 番は、河曲地区です。16 番及び 17 番は、使用貸借です。18 番は、13,000 円の金納です。

8 ページ目 19 番から 23 番は、一ノ宮地区です。19 番は、米 30 kg の物納です。20 番は、米 35 kg の物納です。21 番は、米 35 kg と 50 kg の物納です。22 番は、使用貸借と米 35 kg と 50 kg の物納です。23 番は、2 筆合計で米 180 kg の物納です。

9 ページ目 24 番及び 25 番は、箕田地区です。24 番は、使用貸借です。25 番は、米 25 kg 相当の金納です。

10 ページ目 26 番から 28 番は、玉垣地区です。26 番は、農地中間管理機構を通じた米 35 kg の物納です。27 番は、農地中間管理機構を通じた米 25 kg と 35 kg と 50 kg の物納です。28 番は、米 25 kg と 35 kg の物納です。

11 ページ目 29 番は、若松地区で米 60 kg の物納です。

12 ページ目 30 番は、神戸地区で米 10 kg の物納です。

13 ページ目 31 番から 39 番は、栄地区で 10,000 円の金納です

14 ページ目 40 番から 44 番は、合川地区です。40 番から 43 番は、使用貸借です。44 番は、米 30 kg の物納です。

15 ページ目 45 番は、井田川地区で米 25 kg と 50 kg の物納です。

16 ページ目 46 番から 17 ページ目 50 番は、久間田地区で農地中間管理機構を通じた使用貸借です。

18 ページ目 51 番から 55 番は、椿地区です。51 番及び 52 番は、使用貸借です。53 番から 55 番は、5,000 円の金納です。

19 ページ目 56 番から 20 ページ目 60 番は、深伊沢地区です。56 番は、使用貸借です。57 番は、5,000 円の金納です。58 番から 60 番は、10,000 円の金納です。

21 ページ目 61 番から 64 番は、鈴峰地区です。61 番は、使用貸借です。62 番及び 63 番は、10,000 円の金納です。64 番は、1 筆 70,000 円の金納です。

22 ページ目 65 番は、庄内地区で米 15 kg の物納です。

以上の計画要請の内容は、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。また、すべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第 5 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 5 号議案は承認といたします。

続きまして、第 6 号議案 農用地利用集積計画取消の承認について、事務局より説明いたします。

事務局

第6号議案 農用地利用集積計画の取り消しについて、別紙の農用地利用集積計画取消の承認により説明いたします。

地区は河曲地区で、承認総会は令和4年4月です。申出の種類は、基盤強化法に基づく申出で、利用権の移転です。取消理由は、利用権の移転前に利用権が解約されていたためです。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました第6号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第6号議案は承認といたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から8につきまして一括して事務局より説明いたします。

事務局（議案書朗読）

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から8の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告といたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 特定農地貸付の承認申請について、事務局より説明いたします。

事務局

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく、特定農地貸付けの申請、いわゆる「ふれあい農園」の開設について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

まず、特定農地貸付けについてご説明させていただきます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の概要をご覧ください。

1の趣旨をご覧ください。法律の趣旨は、趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例措置で、市民農園（ふれあい農園）を開設し、利用者に貸し付けるための法律です。

2の(1)をご覧ください。特定農地貸付けは、次に掲げる要件に該当するものをいいます。一つ目は、10アール未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。二つ目は営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。三つ目は、貸付期間が5年を超えないこと。となっております。

2の(3)をご覧ください。この特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会の承認が必要になっております。農業委員会の申請に対する承認要件としましては、

周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて農地が適当な位置にある等、一定の要件に該当する場合は承認いただくこととなっております。

では、今回のふれあい農園の開園の申請の内容についてご説明いたします。申請者は農地所有者、申請農地は稲生塩屋三丁目 2195 番です。面積は 251 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、現況地目は畑です。特定農地貸付規定並びに特定農地貸付の用に供する農地の位置図は資料のとおりです。

今回の申請につきましては、農業委員会の承認要件に該当しており、また、ふれあい農園に関する貸付規程についても適当であると考えられます。

なお、地区委員会では既にご審議いただき承認されております。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第 2 は承認といたします。

続きまして、議事第 3 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について事務局より説明いたします。

事務局

最初に資料確認をさせていただきます。お手元に、資料 1「農業振興地域・農用地区域概念図」資料 2「農振除外の 5 要件について」資料 3「農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」そして、変更予定地一覧表と位置図をお配りしておりますのでご確認ください。

それでは、説明をさせていただきます。鈴鹿市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しており、当該計画の中で将来にわたって「農用地等として利用すべき」土地として積極的に保護する区域を「農用地区域」として指定しております。農振法第 13 条第 1 項の規定により、市町村は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならないこととなっており、また、農振法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行うに当たっては農業委員会の意見を聴くこととなっております。土地所有者等からの申出により、今回は 4 件の変更を予定しております。

番号 1 番については、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。農用地区域からの除外とは、農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う変更であり、農振法第 13 条第 2 項各号の規定をすべて満たした場合に限り変更することができます。農振法第 13 条第 2 項

各号の要件につきましては、資料2「農振除外の5要件について」をご覧ください。

再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号1番について、説明します。地区は、椿地区、所在地は、椿一宮2897番1、登記地目は、畑、除外面積は、991㎡、除外目的は、農家住宅を建築するためでございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、土地改良事業未実施の土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。申出者及び家族等の土地の所有状況を確認し、申出地以外に代替地がないことについても確認しております。計画予定地の外周を擁壁し隣地への土砂流出を防ぎ、汚水については、合併浄化槽で処理し、水路に放流する予定でございます。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。なお、本件につきましては、事前に地区の農業委員会からご承認をいただいております。

続いて、番号2番について、でございます。番号2番は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、鈴峰地区、所在地は、伊船町2299番1外6筆、登記地目は、田、除外面積は、12,677㎡、除外理由は、工業団地の分譲でございます。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、土地改良事業未実施の土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。本件は鈴鹿市都市マスタープランにおいて、「鈴鹿IC周辺ゾーン」かつ「新土地需要エリア」に分類され、優先的に工業化を推進する区域について、工業団地の分譲を行おうとするものでございます。計画地の外周は工作物等で区分し、土砂の流出が無いように施工する予定です。雨水排水は場内で処理し、調整池を設け、芥川に放流します。汚水排水は南側集落排水へ接続します。当該地について認定農業者等の利用集積はなく、また、その予定もございません。以上より、農振法第13条第2項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。なお、本件につきましては、事前に地区の農業委員会からご承認をいただいております。

続いて、番号3番について、でございます。番号3番は、農振法第13条第2項各号の要件を満たす土地について、農用地区域から除外するものでございます。地区は、庄野地区、所在地は、庄野東三丁目1297番1外7筆、登記地目は、田、除外面積は、9,594㎡、除外理由は、保育園の建設。本件については、農用地区域の辺縁部に位置しており、また、土地改良事業未実施の土地でございます。関係部署への照会により他法令の許認可等の見込みがあることを確認しております。既存園舎が老朽化していること、また、既存園舎の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、早急に建替え及び土地の移転が必要となっております。敷地境界はコンクリート工作物及びフェンスで囲い、隣地の内への落下物等を防ぎます。汚水排水は浄化槽経由の上、道路側溝もしくは水路へ放流します。当該地について一部認定農業者等が耕作しておりますが、解約の合意を取れていることから、農用地の利用の集積に支障を及ぼ

すおそれがないと認められます。以上より、農振法第 13 条第 2 項各号の要件を満たすため、農用地区域から除外しようとするものでございます。なお、本件につきましては、事前に地区の農業委員会からご承認をいただいております。

続いて番号 4 番について、でございます。番号 4 番は、農振法第 10 条第 4 項の規定により農用地区域からの除外をするものでございます。農振法第 10 条第 4 項には、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画に定めることが適当な土地に含まれない農用地等について規定されており、農用地区域内の農用地等が同行の規定に該当することになった場合には、遅滞なく農業振興地域整備計画を変更することとされています。なお、農振法第 10 条第 4 項の規定につきましては、お手元の資料 3「農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」をご覧ください。再び変更予定地一覧にお戻りいただき、番号 4 番について、説明します。地区は、箕田地区、所在地は、上箕田町 2824 番、箕田地区市民センターから北へ約 1 キロの場所、登記地目は、雑種地、除外面積は、402 m<sup>2</sup>でございます。本件については、農振法第 10 条第 3 項第 1 号ないし、同項第 5 号の規定により農用地区域として指定されていた土地でございますが、調査により、県営ほ場整備事業鈴鹿第二期地区の実施時に、三重県が定める土地改良事業計画の中で、土地改良法第 7 条第 4 項に規定する非農用地区域内の土地に設定されていたことが分かったため、除外をするものでございます。

議案説明は以上でございます、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（鈴木会長職務代理者）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 3 につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、議事第 3 は承認といたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。